

# 官報 号外

昭和五十六年二月十三日

## ○第九十四回 參議院會議錄第五号

昭和五十六年二月十三日(金曜日)

午後零時七分開議

○誰事日程 第五号

昭和五十六年二月十三日

正午開議

第一 農業共済再保険特別会計における農作物

共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険  
金の支払財源の不足に充てるための一般会計  
からする繰入金等に関する法律案(内閣提出  
案、衆議院送付)第二 昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助  
金についての所得税及び法人税の臨時特例に  
関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、故議員菅野儀作君に対し弔詞贈呈の件

一、故議員菅野儀作君に対する追悼の辞

一、故議員市川房枝君に対し弔詞贈呈の件

一、北海道開発審議会委員の選舉

一、國家公務員等の任命に関する件

一、昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)

一、昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機  
号)

一、日程第一及び第二

君

〔秦野章君登壇、拍手〕

昭和五十六年二月十三日 參議院會議錄第五号

新議員の紹介 故議員菅野儀作君に対し弔詞贈呈の件

故議員菅野儀作君に対する追悼の辞

○秦野章君

本院議員菅野儀作君は、去る一月二

十五日、心不全のため東京文京区の順天堂大学附

属病院において逝去されました。まことに痛惜哀

悼の念にたえません。

私は、ここに、同僚議員各位の御同意を得て、

議員一同を代表し、故菅野儀作君のみたまに謹ん

で哀悼の言葉をささげたいと存じます。

菅野君は、明治四十年六月、千葉県市原郡八幡

町に生をうけ、県下の名門千葉中学へ進まれまし

た。

千葉中時代の君は、剣道部の猛者として、後に

五段、教士となる腕をみがかれましたが、家庭の

事情によって三年修了とともに学窓を去り、米穀

雑貨商の家業を継がれました。

家業に精進する傍ら、町の青年団、消防団等に

おいて指導的役割りを果たしてこられたのでござ

ります。

昭和二十二年、地方自治体首長の初め

ての公選に際しまして、地元の人々の一一致した強

い推挙を受け、無投票で八幡町長に当選されたの

であります。

また、首都圈整備審議会委員のほか、党にあつ

ては中小企業調査会副会長、両院議員総会副会

長、臨時成田空港建設促進特別委員会顧問、東京

湾開発委員長、党総務等を歴任されました。

しかし、君の政治家としての本領は、表立つて

脚光を浴びる地位につくよりも、縁の下の力持ち

として、まとも役に徹することありました。こ

のようにして君は、閑僚候補に擬せられたときも

これを固辞し、また、生存中幾度か叙勲の話が

あった際にも、かたくこれを辞退されたと伺って

おります。

一昨年秋、胆石症の手術を受けられた君は、そ

の後療養に専念された効あって快方に向かわれた

と伺っております。しかし、不幸にも天は君を

永遠に不帰の客としてしまったのであります。

君は、死の直前まで郷里千葉県の政治の混乱を

憂慮され、その憂慮を遺言として残されたのであ

ります。まさに、郷里の人々の心をみずから心

として生きた政治家の面目躍如たるものを見えま

す。

いまや、ますます複雑化する社会情勢の中で、

君のよう豊かな経験と識見を持ち、他方、地方

界のまとも役として重きをなしてこられました。

マスコミは、後年、君を「千葉県のドン」と評しま

したが、これは、私利私欲を離れて終始筋を通す

君の態度、信義を守り人のめんどうを見る君の温

かいお人柄、まとも役としての君の大きな影響力

を認めたものにはなりません。

昭和四十二年、千葉地方区の補欠選挙で本院議員に当選された君は、自來十三年余にわたりて本院にあり、その間、決算、運輸、通信、商工、公害等の委員や理事を務められましたほか、北海道開発政務次官、外務委員長等を歴任されました。

君が外務委員長であられました折、あの歴史的な日中平友好条約の審議が行わされました。君の誠実なお人柄と公平無私な態度は委員のだれからも敬愛され、きわめて円満な委員会運営が行われたのであります。

また、首都圈整備審議会委員のほか、党にあつては中小企業調査会副会長、両院議員総会副会長、臨時成田空港建設促進特別委員会顧問、東京湾開発委員長、党総務等を歴任されました。

しかし、君の政治家としての本領は、表立つて脚光を浴びる地位につくよりも、縁の下の力持ちとして、まとも役に徹することありました。このようして君は、閑僚候補に擬せられたときもこれを固辞し、また、生存中幾度か叙勲の話があつた際にも、かたくこれを辞退されたと伺っております。

おられます。

一昨年秋、胆石症の手術を受けられた君は、そ

の後療養に専念された効あって快方に向かわれたと伺っております。しかし、不幸にも天は君を永遠に不帰の客としてしまったのであります。

君は、死の直前まで郷里千葉県の政治の混乱を

憂慮され、その憂慮を遺言として残されたのであ

ります。まさに、郷里の人々の心をみずから心

として生きた政治家の面目躍如たるものを見えま

す。

いまや、ますます複雑化する社会情勢の中で、

君のよう豊かな経験と識見を持ち、他方、地方

の人々の心を眞に国政に反映させ得るものと信じました。政治家こそ今日求められているものと信じます。

このよろなときには、御遺族の悲しみ、郷里の人々の痛手もさることながら、わが参議院にとつても痛恨のきわみであります。

ここに、謹んで、故菅野儀作君のありし日の誠実なお人柄と数々の御遺徳をしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉をいたします。

(拍手)

○議長(徳永正利君) 議員市川房枝君は、去る十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにいたえません。

いまおこなうことは、この際、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長につきましては、この際、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいま

す。  
午後零時十六分休憩

午後三時三分開議

○議長(徳永正利君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、来る二十三日任期満了となる北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○真鍋二君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○小山一平君 私は、ただいまの真鍋君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 真鍋君の動議に御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に岩本政光君、北修二君を指名いたします。

村陸男君。  
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長木

#### 審査報告書

昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)

内閣から、人事官に愛川重義君を、

国家公安委員会委員に平岩外四君を、

社会保険審査会委員長に加藤信太郎君を、

同委員に黒木延君を、

中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を、

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、人事官、国家公安委員会委員、中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたしました。

参議院議長 徳永 正利殿

予算委員長 木村 膝男

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、社会保険審査会委員長、同委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に岩本政光君、北修二君を指名いたします。

村陸男君。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長木

は、一般会計予算補正に関連して、厚生保険特別会計、農業共済再保険特別会計等の十三特別会計について、それぞれ所要の補正を行うこととしている。

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)は、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び環境衛生金融公庫について、それ所要の補正を行っている。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十三日

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

号)

なお、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づく公債を千七百億円増額し、「昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律」に基づく公債を千七百億円減額することとしている。

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)

は、一般会計予算補正に関連して、厚生保険特別会計、農業共済再保険特別会計等の十三特別会計について、それぞれ所要の補正を行うこととしている。

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

は、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び環境衛生金融公庫について、それ所要の補正を行っている。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)

は、歳出において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)

は、歳出において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)

は、本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)

は、本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

は、本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。



た実質賃金はマイナス必至の情勢となっております。この反面、企業利潤は着実に回復し、当初予想を上回る好決算となつておなり、太企業優先、国民不在の政府の姿勢が一層明確になっております。ここに鈴木内閣に強い反省を促したいのであります。

さらに、最近の政府の政治姿勢はきわめて危険な徴候で影られています。たとえば、アメリカの対日防衛費の肩がわりの要求にこたえるための軍事力の増強を正当化かつ表面化させている点であり、その裏返しとして、福祉見直しの名のもとに、弱者救済ではなく弱者切り捨てをはかることによって、軍国化の財源を確保し、国民の平和意識を麻痺させ、この国の歴史を逆流させようとしている点であります。私たちはこのような政府の危険な発想に対し断固反対するものであります。

以下、若干、本補正予算に反対する具体的な理由を申し述べます。

まず第一に、本補正予算は、当初予算編成の段階ですでに組むべきものとして予定されていたと申します。

たとえば、政府は、当初予算において給与改善費のための経費を計上するに際し、公務員の給与アップ二%相当額しか見込みず、当初から補正予算で処理する態度で臨んでいたことは明らかであります。確かに、補正予算是財政法第二十九条によりて作成が認められております。しかし、当初に予測できる歳出は可能な限り正確に計上することとが財政民主主義の基本であります。この基本を否定する傾向が強まる状況にあることを危惧し、政府に強い反省を求めるものであります。

冒頭に指摘しましたように、消費者物価の上昇は憂うべき事態にあります。いま政府は、野菜供給安定基金による契約栽培の市場放出を計画しているようですが、放出野菜が本格的に出回るのは大分先のことと、政府の政策はいつも後手であります。

後手で、真にインフレから国民を守るという姿勢が全く感じられません。また、五十五年度総予算の修正に際しては五百億円に上の物価対策費が設けられたのに、それがほとんど有効に利用されず、本補正予算計上も約三十億円にすぎません。物価対策予備費を積極的に支出して野菜対策など物価抑制のための適切な施策を講ずべきでありますし、所得税の負担調整のための戻し税減税などを考慮すべきであります。

五十五年度の当初税収見積額二十六兆四千百十億円に対し、本補正予算における見積額は二十七兆四百五十億円であって、七千三百四十億円も追加補正となつております。五十四年度の補正では一兆九千九十九億円の增收がありました。昨年は引き続き、五十五年度の巨額の税の自然增收の追加補正となつております。五十四年度の補正では一千九百五十億円であつて、五千三百四十億円もとも言えるほどに過小に評価されていました。昨年も引き続き、五十五年度の巨額の税の自然增收の背景には、当初予算における税収見積もりが不当とも言えるほどに過小に評価されていましたからあります。政府は、税の自然增收を過小評価し、これによつて増税の舞台づくりを行つていて、ささえ考へられ、意図的な税収見積もりだと指摘せざるを得ません。特に物価調整減税の据え置きによつて所得税の収入は当初見積もりを二〇%も上回り、巨額の自然增收を生み出す機構ができ上がつております。こうした点に目をつけ、財源不足をいたずらに誇張するような政府のやり方では、財政再建のための大型消費税の導入など、とうてい国民の納得するところではありません。

第四には、国債減額と財政支出の問題であります。国債の減額が行われないのは、既定経費の節減におけるわが党の反対討論でも触れましたとおり、揮発油税収入の減少を補てんするため四百二十億円の道路整備事業費を増額させていることであります。揮発油税の減収を補てんするため一般財源を支出することはどうしても理解するわけにはまいりません。

実は、わが党は、四十年代における戦後初の国債導入以来、貫して国債の発行に強く反対してまいりました。

このような安易な財政再建への政府の姿勢についてさらに触れておかねばならないのは、これまでの国債発行に対する歴代自由民主党政府の姿勢であります。

まことに、雪害、冷害対策の不十分さもありましたが、重ねて政府提出の補正予算三案に反対することを明らかにし、討論を終ります。

(拍手)

第三に、税収見積もりの不適正であります。五十五年度の当初税収見積額二十六兆四千百十億円に対し、本補正予算における見積額は二十七兆四百五十億円であつて、七千三百四十億円も追加補正となつております。五十四年度の補正では一千九百五十億円であつて、五千三百四十億円もとも言えるほどに過小に評価されていましたからあります。政府は、税の自然增收を過小評価し、これによつて増税の舞台づくりを行つていて、ささえ考へられ、意図的な税収見積もりだと指摘せざるを得ません。特に物価調整減税の据え置きによつて所得税の収入は当初見積もりを二〇%も上回り、巨額の自然增收を生み出す機構ができ上がつております。こうした点に目をつけ、財源不足をいたずらに誇張するような政府のやり方では、財政再建のための大型消費税の導入など、とうてい国民の納得するところではありません。

第六には、国債減額と財政支出の問題であります。国債の減額が行われないのは、既定経費の節減におけるわが党の反対討論でも触れましたとおり、揮発油税収入の減少を補てんするため四百二十億円の道路整備事業費を増額させていることであります。揮発油税の減収を補てんするため一般財源を支出することはどうしても理解するわけにはまいりません。

まことに、雪害、冷害対策の不十分さもありましたが、重ねて政府提出の補正予算三案に反対することを明らかにし、討論を終ります。

(拍手)

○議長(徳永正利君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) よつて、三案は可決されました。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

參議院議長 大藏委員長 中村 太郎  
徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十五年度において低温等による水稲・大豆・うんしゆうみかん等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等所要の措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認める。

2

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剩余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）次条において「法」といいう。第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

附則

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

參議院議長 大藏委員長 中村 太郎  
徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十五年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

2

本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十五年度約十二億円である。

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、同勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

衆議院議長 徳永 正利殿

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

附則

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

參議院議長 大藏委員長 中村 太郎  
徳永 正利殿

要領書

2

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

○中村太郎君登壇 拍手

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

附則

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

參議院議長 大藏委員長 中村 太郎  
徳永 正利殿

要領書

2

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取

得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

○中村太郎君登壇 拍手

農業共済再保険特別会計における農作物共

済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

附則

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

參議院議長 大藏委員長 中村 太郎  
徳永 正利殿

要領書

2

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその

交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取

得又は改良をした場合について準用する。この

場合において必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

○中村太郎君登壇 拍手



○江藤審君　ただいまは、院議をもつて表彰を受  
け、また、身に余るお祝いの言葉をいただきまし  
て、まことにありがとうございます。どうぞさいました。  
く御礼を申し上げます。(拍手)

しかし、先輩の市川房枝先生には、この日を前  
にして御逝去になりましたことは返す返すも遺憾  
でござります。心から御冥福をお祈り申し上げる  
次第でございます。

私がきょうの榮誉ある日を迎えたことは、  
ひとえに先輩、同僚の皆様方の御指導と、長い間  
私を御支援くださいました全国の皆様方の御厚情  
のたまものであると心から感謝申し上げます。

私が最初に当選いたしましたのは鳩山内閣のよ  
きであります。以来二十五年の議員生活を顧み  
ますとき、まことに感慨深いものがあります。  
いまや、日本は内外ともにきわめて重大なとき  
であります。この際、私は、微力ながら、初心にて  
立ち返りまして、議会政治発展のために全力を盡  
げてまいりたいと思います。どうぞ、皆様方にお  
きましては、今後とも御指導のほどをひとえにお  
願い申しまして、お礼の言葉いたします。  
どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(徳永正利君) 阿具根登君。

〔阿具根登君登壇 拍手〕

○阿具根登君　ただいまは、院議をもちまして、  
永年在職のゆえをもつて表彰を賜りました。さら  
に、院を代表して町村先生より御丁重なる祝辞を  
賜りまして心から感謝申し上げ、厚くお礼を申一  
上る次第です。

きょうは、一緒に表彰をいただき、私とともに  
二十八年第三回参議院選挙に当選されて、今日  
で御指導いただきました市川房枝先生がこの壇上に  
から謝意を申されることのできないことをきわむ  
て残念に思います。しかし、議会の良心と言わね  
た市川さんの火は、消えることなく、私たちの胸  
の中で燃え続けていくと思います。いまは、たゞ  
ただ恩福を祈るのみです。

私は、二十歳から十年軍隊生活を送り、終戦

後、市会議員、県会議員を通つて參議院に当選させていただきましたが、本日はえある表彰をいたしましたことは、先輩、同僚、皆さんの御指導と御鞭撻により、あるいは終始変わらない全国の支持者の方々の温かい御支援のたまものと深く感謝申し上げる次第です。

顧みまして、夢と希望のみが大きくて、なすことの余りにも少なかつたことを恥じ入つておる次第です。ある人の言をかりて申しますならば、夢を追い夢に追われて三十年、議事堂のはとりにひとりたたずむの感です。しかし、ますます国内外とも多端な今日、残された期間を精いっぱいがんばっていきたいと思います。

先輩、同僚の皆さんのお心からお願い申し上げまして、謝辞をいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(徳永正利君) 白木義一郎君。

○白木義一郎君登壇 拍手

顧みますれば、昭和三十一年、公明党初の国會議員として大阪地方区で初当選をさせていたださせていただきます。

本日、私が永年勤続のゆえをもちまして、議長より院議による表彰を賜り、かつまた、先ほどは本院を代表して町村先生より身に余る御祝辞をちょうだいいたしまして、まことに感激にたえません。

このたび、不徳非才の私がこのような榮誉にござりましたことは、ひとえに先輩、同僚議員の皆様の厳しくも温かい御指導があつたればこそで、衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

また、不肖の私を二十五年もの長きにわたり支撑し続けてくださった地元大阪の有権者の皆様に

心から感謝の気持を申し述べますとともに、この榮誉と喜びを分かちたいと思つております。

ところで、激動の八〇年代と言われてはや二年、世界の情勢は一段とその厳しさを増し、国際社会におけるわが国の比重はますます高まりつつあります。いまこそ世界平和を目指し、わが国が大きく貢献しなければならない時代に入つてしましました。さらに、エネルギー、食糧、高齢化社会、教育、財政重建、安全保障など、政治が解決しなければならない問題が山積しております。私は、このときにおいて、国民の負託を受けた国会の持つ責務の重大さと、さらにつのの中にあって本院の果たさねばならぬ使命の重さを痛感する次第でございます。ことわざに「初心忘るべからず」いう言葉がございますが、私もこのたびのはえある表彰を機に、初心に立ち戻り、清潔、公平、自由な政治の実現を目指し、さらに精励してまいる決意でございます。

何とぞ、今後とも本院の皆様の御指導をよろしくお願い申し上げるとともに、本日、ともに表彰の栄に浴すべき先輩の市川房枝先生の訃報を心から悲しむと同時に、かつて無所属時代に、私もおばあちゃん、おばあちゃん、実は授室であたかも母親のことよく接してまいりました先生の御他界を知りまして、ひとしお市川先生の残された政治的教訓等を大いに今後活動にあらわしていただきたい、そのような気持ちを申し述べまして、今後とも皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

○謹長(徳永正利君) 本日はこれにて散会いたしました。

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君

午後三時五十一分散会

議  
目

同上

秋山  
長道著

昭和五十六年一月十三日

参議院会議録第五号

議長の報告事項

九四

鷦崎 勝久君

上條

楳垣徳太郎君

郡

祐一君

田中

正巳君

熊谷太三郎君

野呂田芳成君

加藤 武徳君

浅野 拡君

高平 公友君

村上

正邦君

福田 宏一君

名尾 敬雄君

遠藤 降矢

江島 板垣

鈴木 龍

龜長 友義君

衛藤征士郎君

堀内 俊夫君

大庭 政夫君

坂野 重信君

斎藤 十朗君

増田 淑子君

植木 古賀雷四郎君

安田 世耕

岡田 斎藤栄三郎君

井上 大島

金丸 友治君

吉田 修二君

成相 賢二君

井上 真弓君

森山 功君

北 熊谷

中村 啓一君

源田 初村滝

江藤 塚田十一郎君

高平 寒君

源田 智君

田中 泰君

森下 正夫君

福岡日出磨君

伊江 朝雄君

後藤

森下 泰君

福岡日出磨君

山東 昭子君

夏日 忠雄君

鳩山威一郎君

赤桐 摂君

長田 長田

河野 長田

小谷 裕二君

玉置 秀三君

山内 和郎君

佐藤 謙三君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摂君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音君

和美君

丸谷 鈴木

矢田部

高杉 勝又

松前

福田 順

和田 知之君

照美君

金保君

理君

達郎君

鳩山威一郎君

赤桐 摶君

佐藤 三音君

和郎君

坂倉 三音君

守君

坂倉 三音

物価等対策特別委員会	理事 桑名 義治君	理事 立木 洋君	内閣審議官 後藤 利雄君
公職選挙法改正に関する特別委員会	理事 斎藤栄三郎君	理事 原田 裕久君	内閣総理大臣官房同和対策室長 小島 弘介君
科学技術振興対策特別委員会	理事 藤井 裕久君	理事 中西 一郎君	内閣総理大臣官房総務審議官 和田 善一君
公害及び交通安全対策特別委員会	理事 松浦 功君	理事 小谷 守君	行政管理庁長官官房審議官 林 伸樹君
エネルギー対策特別委員会	理事 多田 省吾君	理事 入百板 正君	行政管理庁行政監察局監察審議官 佐々木晴夫君
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	理事 塩出 啓典君	理事 山東 昭子君	北海道開発庁計画監理官 富士野昭典君
安全保険特別委員会	理事 坂倉 康治君	理事 増岡 富君	防衛庁長官官房防衛審議官 西廣 整彌君
理事 馬場 菅次君	理事 中村 錠一君	理事 亀井 政夫君	経済企画庁調整局審議官 大竹 宏繁君
理事 井上 小柳	理事 下田 朝雄君	理事 長崎 久興君	経済企画庁物価局審議官 斎藤 成雄君
理事 中尾 伊江	理事 青木 修二君	理事 辰義君	環境庁長官官房審議官 川合 英一君
理事 北	理事 正木	理事 朝雄君	環境庁企画調査部長 高岡 敬展君
理事 中野 明君	理事 計君	理事 勇君	科学技術庁長官官房審議官 後藤 利雄君
昭和五十六年一月三十日	予算委員長 木村 隆男	参議院議長 徳永 正利殿	内閣総理大臣官房審議官 関根 欽次君
一、期間	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。	内閣総理大臣官房審議官 関根 欽次君
一、目的	委員派遣承認要求書	委員派遣承認要求書	内閣総理大臣官房審議官 関根 欽次君
一、費用	概算四一二、九二〇円	概算四一二、九二〇円	内閣総理大臣官房審議官 関根 欽次君
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。	十一条の二により承認を求めます。	十一条の二により承認を求めます。	同
昭和五十六年一月三十日	太田 淳夫 後藤 正夫	源田 実 塩出 啓典	大蔵省理財局次長 吉田 垂水
一、派遣地	鹿児島県	八百板 正	外務大臣官房審議官 梅澤 羽澄
一、期間	二月八日及び九日の二日間	同	外務大臣官房外務審議官 関根 繁君
一、費用	概算四一二、九二〇円	同	外務省経済局次長 宮本 光彦君
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。	十一条の二により承認を求めます。	同	外務大臣官房審議官 渡辺 幸治君
昭和五十六年一月三十日	太田 淳夫	同	法務大臣官房司法法制調査部長 千種 秀夫君
参議院議長 德永 正利殿	科学技術振興対策委員長 太田 淳夫	同	法務大臣官房審議官 栗山 尚一君
理事 堀江 正夫君	理事 衛藤征士郎君	同	法務大臣官房審議官 関根 繁君
理事 大木 正吾君	理事 正吾君	同	法務大臣官房審議官 光彦君
同	同	同	法務大臣官房審議官 公正君
同	同	同	法務大臣官房審議官 垂水 光彦君
同	同	同	法務大臣官房審議官 吉田 垂水
同	同	同	法務大臣官房審議官 宮本 光彦君
同	同	同	法務大臣官房審議官 泰昌君

農林水産大臣官房審議官	厚生省医務局次長	農林水産大臣官房技術審議官	厚生省環境衛生局水道環境部長
同	同	同	同
通商産業大臣官房審議官	通商産業大臣官房審議官	通商産業大臣官房審議官	通商産業大臣官房審議官
資源工ネルギー庁 長官官房審議官	運輸大臣官房総務審議官	運輸大臣官房総務審議官	資源工ネルギー庁 長官官房審議官
同	同	同	同
通商産業省通商政策局次長	運輸大臣官房観光部長	運輸大臣官房観光部長	通商産業省通商政策局次長
高橋 宏司	西村 康雄君	西村 康雄君	高橋 宏司
同	同	同	同
運輸省鉄道監督 局民営鉄道部長	多田 犀君	多田 犀君	運輸省鉄道監督 局民営鉄道部長
犬井 圭介君	犬井 圭介君	犬井 圭介君	高橋 宏司
同	同	同	同
労働省労働基準 局賃金福利部長	寺園 小粥	寺園 小粥	労働省労働基準 局賃金福利部長
同	同	同	同
建設大臣官房総務審議官	松井 達郎君	松井 達郎君	建設大臣官房総務審議官
建設省住宅局參事官	川上 稔君	川上 稔君	建設省住宅局參事官
同	同	同	同
自治大臣官房審議官	寺園 成章君	寺園 成章君	自治大臣官房審議官
同	同	同	同
建設大臣官房総務審議官	加藤 孝君	加藤 孝君	建設大臣官房総務審議官
労働省職業安定 局失業对策部長	川上 幸郎君	川上 幸郎君	労働省職業安定 局失業对策部長
同	同	同	同
大林 勝臣君	松谷蒼一郎君	松谷蒼一郎君	大林 勝臣君
同	同	同	同
矢野浩一郎君	大嶋 孝君	大嶋 孝君	矢野浩一郎君
金子 憲五君	川俣 芳郎君	川俣 芳郎君	金子 憲五君
同	同	同	同
自治省行政局公務員部長	宮尾 錠君	宮尾 錠君	自治省行政局公務員部長
同	同	同	同
吉原 健二君	山本 純男君	山本 純男君	吉原 健二君
同	同	同	同
金田 伸二君	山村 勝美君	山村 勝美君	金田 伸二君

## 予算委員

辞任

補欠

穂山 篤君

安恒 良一君

鈴木 和美君

村沢 牧君

田淵 哲也君

伊藤 郁男君

## 決算委員

辞任

補欠

安恒 良一君

穂山 篤君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 安全保障特別委員

辞任

補欠

安恒 良一君

穂山 篤君

堀内 俊夫君

板垣 正君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書  
(喜屋武真榮君提出)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 災害対策特別委員

辞任

補欠

青島 幸男君

喜屋武真榮君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
酒税法の一部を改正する法律案(閣法第四号)  
物品税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
印紙税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)  
有価証券取引税法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

## 去る四日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

岐阜県選出(一月三日当選)

辞任

補欠

村沢 牧君

大森 昭君

藤井 孝男君

昭君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

農業共済再保険特別会計における農作物共済、

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

堀内 俊夫君

板垣 正君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書  
(喜屋武真榮君提出)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 予算委員

辞任

補欠

青島 幸男君

山田 勇君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣審議官後藤利雄君外六十二名(一月三十日議長承認)を第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 板垣 正君	補欠 野呂田芳成君	同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
大蔵委員 辞任 玉置 和郎君	補欠 高木 正明君	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)
塙田十一郎君	高木 正明君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
野呂田芳成君	板垣 正君	農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため的一般会計からする繰入金等に関する法律案(閣法第一号)
藤田 正明君	江島 淳君	昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第二号)
農林水産委員 辞任 高木 正明君	塙田十一郎君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
運輸委員 辞任 江島 淳君	高木 正明君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。
予算委員 辞任 梶原 清君	藤田 正明君	昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)(閣
予算委員 辞任 玉置 和郎君	高木 正明君	昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)
同日内閣から、左記の者を国家公務員委員会に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	(閣予第二号)	(閣予第三号)
昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三号)	昭和五十五年十二月二十四日任期満了の田實記	(三月四日任期満了による再任) 愛川 重義
同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び	(昭和五十五年十二月二十四日任期満了の後任) 平岩 外四	同日内閣から、左記の者を国家公務員委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	市川 正一君	昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員 辞任 長谷川 信君	谷川 寛三君	同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	村上 正邦君	同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び
災害対策特別委員 辞任 松尾 官平君	谷川 寛三君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ	同日議長による再任(委員長) 加藤信太郎	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ
昭和五十六年二月十三日 參議院会議録第五号 議長の報告事項	(二月二十八日任期満了による再任) (委員長) 加藤信太郎	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ
黒木 延	黒木 延	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ
同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社会保障医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ
記	記	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金につ

許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

辞任 指定  
近藤 忠孝君 立木 洋君

安全保障特別委員会

辞任 指定  
立木 洋君 上田耕一郎君

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)  
内閣委員会に付託  
雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二三三号)  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第一一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

石油備蓄法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)  
内閣委員会に付託  
雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二三三号)  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)  
社会労働委員会に付託  
産業地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)  
商工委員会に付託  
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)  
運輸委員会に付託  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
農業共済再保険特別会計における農作物共済、烟作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払  
昭和五十六年一月二十九日 喜屋武真榮  
参議院議長 徳永 正利殿

本日委員長から次の報告書が提出された。  
昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)可決報告書  
本日委員長から次の報告書が提出された。  
学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

経理といった一般的な事務とともに、教材教具、施設設備、就学奨励、P.T.A.等に関するような児童生徒や、父母に直接かかわる事務にたずさわっている。したがつて、職務を適正に遂行するためには、学校教育の内容、教育行政の仕組み、子どもの心理・発達などに深い議見と経験が不可欠である。このように一般行政事務とは異なつた専門性・特殊性があるにもかかわらず、その処遇は不十分といわざるをえない。また学校教育は、校長、教員ばかりでなく、すべての教職員の協力一致がなければ、その効果をあげることはできない。その意味からも、教職員との処遇上の格差を是正することは急務といわなければならない。

よつて、次の諸点について政府の見解を伺いたい。

一 学校事務職員の処遇(教員との格差も含む)及び配置の現状はどうか。

二 学校事務職員の専門性、特殊性、重要性をどう認識しているか。

学校事務職員は、学校教育上極めて重要な役割を果たしている。すなわち、文書・統計・給与・

三 学校事務職員の専門性の確立と処遇の抜本的改善を図るため、職務・職階給を排除した「独自の給与体系」を作るべきではないか。

四 前記三が実現するまでの当面の施策として、(一)昇格基準の緩和、とくに国家公務員でいう行政職(二)等級への昇格を容易にすること、(三)俸給の調整額を支給すること、(四)高校の定時制通信教育手当を適正に支給すること、(五)時間外勤務手当を適正に支給すること、(六)障害児学校における俸給の調整額の支給を実現すべきではないか。

五 学校事務職員の全校配置と一層の定数改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「学校教育法第二十八条第一項」を改正すべきではないか。

六 「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」を改正し、育児休業制度を学校事務職員にも適用すべきではないか。

右質問する。

昭和五十六年二月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 德永 正利殿

参議院議員高屋武眞榮君提出学校事務職員の待遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

する。

参議院議員高屋武眞榮君提出学校事務職員の待遇改善に関する質問に対する答弁書

り定められるところによるものである。

なお、学校事務職員と教員の給与について、

国立学校に準じて措置されている。

初任給の例をみると、国立学校にあつては、大卒業者の場合、学校事務職員は他の機関に置かれる事務職員と同額の九万七千円、教員は十萬七千八百円（いずれも昭和五十六年一月末現

日現在において置かれている学校事務職員の数は、次表のとおりである。

学校事務職員の配置

学校種別	設置者の別		
	国立学校	公立学校	私立学校
小学校	一一〇人	二八、〇二六人	三四七人
中学校	一一四	一四、一四一	一、〇七五
高等学校	一一〇	一〇、〇〇八	八、五三三
盲学校	一一三	三〇六	四
聾学校	一〇	四四四	四
養護学校	八〇	一、八一九	一九

一について

小学校、中学校、高等学校等に置かれる事務職員（以下「学校事務職員」という。）の勤務条件

の処遇改善に関する質問に対する答弁書

一について

の処遇改善に関する質問に対する答弁書

二について

の処遇改善に関する質問に対する答弁書

三について

の処遇改善に関する質問に対する答弁書

四について

の処遇改善に関する質問に対する答弁書

在)となつてゐる。また、公立学校にあつては

國立学校に準じて措置されている。

学校事務職員の配置は、学校の種類、規模等によつて異なつてゐるが、昭和五十五年五月一

日

現在において置かれている学校事務職員の数

は、次表のとおりである。

現在のところ、「昇格基準の緩和」、「俸給の調整額を支給すること」と及び「高校の定時制通信教育手当や障害児学校における俸給の調整額の支給」の措置を講ずることは考えていない。また、時間外勤務手当の時間外勤務の実情に応する支給については、従来より指導を行つてきているところである。

公立の小学校及び中学校の事務職員の定数改善については、昭和五十五年法律第五十七号をもつて公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律の一部が改正され、昭和五十五年度を初年度とする新たな改善計画が発足し、その円滑な実施に努めているところである。

また、現在、学校教育法第二十八条第一項を改正する考へはない。

六について

## 学校事務職員を育児休業制度の適用対象とす

ることについては、他の機関に置かれる事務職員との均衡からみて考えていない。

## 第二十条第二項・同法施行規則第四条別記様式第

右質問する。

三に規定される書式を欠き、緊急裁決を申し立てる理由の記載を欠缺したものであつたことが、昭

和五十六年一月十六日付内閣答弁書（内閣參質九

昭和五十六年一月十日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 德永 正利殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問に対し、別紙答弁書を

四第一号）で明らかにしている。

よつて、右緊急裁決申立書に係る申し立ての違法の存否について、左により運輸大臣及び空港公

団の御答弁を鈴木善幸首相の責任において賜りた

い。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年一月三日

秦 豊

号（外）報官

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る

緊急裁決申立書に関する質問に対する答弁書

- 一 右申し立ては違法であるのかどうか。
- 二 違法でないとした場合、その理由。

なお、右申し立ての効力の存否についての御答

書

ちなみに、事実関係の明らかな事柄に関する違法の存否についての質問にすぎないので、国会法

一及び二について

御質問の緊急裁決申立書に係る申立ては、公共

用地の取得に関する特別措置法施行規則別記様式第三による様式の一部を欠くものであつたが、取

用委員会の審理の開始は妨げられないと考えられ

るものと強く期待する。

るから、その意味において違法ではない。

〔参考〕

二月十一日議長において、左のとおり議席を指定した。

八七

藤井 孝男君

昭和五十六年一月十三日 参議院会議録第五号

明治二  
三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

(一  
一  
〇  
一  
円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 二二一四一〇五

101